

# 令和7年度入学者前期選抜募集要項

福島県立南会津高等学校

〒967-0004

福島県南会津郡南会津町田島字田部原260番地

TEL 0241(62)0066

FAX 0241(62)2909

## 1 アドミッション・ポリシー

学ぶ意欲が高く、積極的に努力することができ、将来にわたって地域に貢献したいとの思いを育むとともに、部活動や生徒会活動、ボランティア活動などに熱心に取り組むことにより、高校生活を充実させたい生徒を募集します。

## 2 対象学科及び募集定員

対象学科は、全日制の課程総合学科とする。

### (1) 特色選抜

募集定員枠は、募集定員80名の40%程度とする。

### (2) 一般選抜

募集定員80名から、特色選抜又は連携型選抜において合格と判定された者の数を除いた数とする。

## 3 出願資格

本校に入学を出願することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

### (1) 中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校若しくは中等教育学校の前期課程（以下「中学校」という。）を卒業又は修了した者、あるいは令和7年3月卒業見込又は修了見込の者（以下「卒業生及び卒業見込の者」という。）

ただし、本校と連携型中高一貫教育を実施している中学校を卒業する見込みの者は、本校の特色選抜に出願することはできない。

### (2) 中学校卒業生と同等以上の学力があると認められる者

① 外国において、学校教育における9年の課程を修了した者

② 文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

③ 文部科学大臣の指定した者

④ 就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定規則により、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認定された者

⑤ 本校において、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

## 4 出願方法

(1) 中学校卒業生及び卒業見込の者は、在学（出身）中学校長を通して、本校校長に出願する。

(2) 上記（1）以外の者は、直接、本校校長に出願する。

## 5 併願の取扱い

志願者は、本校に限り、特色選抜と一般選抜のいずれか又は両方に出願することができる。

## 6 出願期間

令和7年2月4日（火）から2月7日（金）までとする。

受付時間は、午前9時から午後4時までとし、出願最終日は午前9時から正午までとする。

県外等から郵送により出願する場合は、速達・書留とし、返信用封筒（長形3号、簡易書留として必要額の切手を貼付したもの、令和6年10月から郵便料金に変更になっていることに注意する）を同封の上、令和7年2月7日（金）正午までに必着とする。その場合、事前に本校校長に連絡する。

## 7 出願に必要な書類

### (1) 中学校卒業者及び卒業見込の者

- ① 入学願書（様式統一1号の1）
- ② 令和7年度福島県立高等学校入学志願に関する調査書（以下「調査書」という。様式共通1号）  
ただし、平成31年3月末日までに中学校を卒業した者については、調査書の提出を免除する。  
なお、提出期間は令和7年2月14日（金）から2月17日（月）までとし、受付時間は、午前9時から午後4時までとする。  
ただし、土曜日及び日曜日は受け付けない。
- ③ 特色選抜志願理由書（様式前期2号、本校ホームページよりダウンロードしたもの）  
ただし、一般選抜のみに出願する志願者については不要とする。
- ④ 受験票用紙（様式統一1号の2）
- ⑤ 入学検定料納付済証明書用紙（様式統一1号の3）

### (2) 上記（1）以外の者

- ① 入学願書（上記（1）①に同じ）
  - ② 特色選抜志願理由書（上記（1）③に同じ）
  - ③ 健康診断書（令和7年1月以降に医師の診断を受けたもの）  
ただし、上記「**3 出願資格**」の「（2）中学校卒業者と同等以上の学力があると認められる者」の②に相当する者については、健康診断書の提出を免除する。
  - ④ 履修証明書、学習成績証明書  
ただし、やむを得ない事情がある場合は、それに代わるもの。
  - ⑤ 受験票用紙（様式統一1号の2）
  - ⑥ 入学検定料納付済証明書用紙（様式統一1号の3）
- (3) 中学校長は、本校校長に入学願書を提出するとき、前期選抜志願者名簿（様式共通4号の1）を添付する。
- (4) 入学願書には、入学検定料として、2,200円の「福島県収入証紙」を貼付する。  
ただし、志願者において消印しない。

## 8 自己申告書の提出

中学校において不登校であった志願者、本人に帰責されない身体・健康上のやむを得ない理由（病気・事故等）により長期欠席等であった志願者については、本人の希望により、長期欠席等の理由などを記載した自己申告書（様式統一5号）を出願に際して本校校長に提出できる。

提出できる者は、不登校等による欠席日数が1年間で30日以上とするが、30日未満の日数であっても希望する者は提出することができる。

また、保健室等登校であった者も、その日数が1年間で30日以上の場合提出できるが、30日未満の日数であっても希望する者は提出することができる。

提出及び受領は次の方法により行う。

- (1) 志願者は、必要事項を記入した後、厳封の上、本校校長あて親展とし、書留で郵送するか又は持参する。  
郵送の場合には、志願者の住所、氏名を記入し、必要額の切手を貼付した返信用封筒（長形3号）を同封する。
- (2) 自己申告書の提出があった場合、本校校長は、自己申告書受領書（様式共通3号）を交付する。
- (3) 提出期間は、令和7年2月14日（金）から2月17日（月）までとする。  
郵送の場合には、2月17日（月）の消印有効とする。  
持参の場合の受付時間は、午前9時から午後4時までとする。  
ただし、土曜日及び日曜日は受け付けない。

## 9 県外等からの出願

- (1) 隣接県の隣接学区内からの出願については、別に隣接県教育委員会と福島県教育委員会が相互に定める入学志願者の取扱いに関する協定により、本校校長が処理する。
- (2) 上記（1）以外の県外からの志願者は、上記「**7 出願に必要な書類**」に示した出願書類のほか、次の書類を提出する。

本校校長は、提出された出願書類を審査し受け付けることができる。

- ① 他都道府県の公立高等学校を志願しないことを証明する書類  
志願者の在学（出身）中学校長は、当該都道府県の公立高等学校を志願しないことを証明する書類（様

式共通2号)を作成し、当該都道府県の教育委員会教育長の証明を受ける。

② 保護者が本校の通学区域に居住することになることを証明する書類

市町村長が発行する「住民票の写し」

ただし、住民登録ができない事情がある場合は、保護者の勤務先の所属長が発行する「転勤見込証明書」など、本校の通学区域に居住することになることを証明する書類で代替することができる。

(3) 上記(1)、(2)に該当せず、県外からの出願で、県内に保護者に代わり志願者を監督、保護する者(以下「身元引受人」という。)が居住する場合においては、県外から本校への出願を認め、学区内の志願者として取り扱う。出願の際に、上記「**7 出願に必要な書類**」に示した出願書類のほかに、次の書類を併せて提出する。

① 上記(2)①に示した書類

② 身元引受人の「住民票の写し」

## 10 願書受付

(1) 出願書類を受け付けた際に、受験番号を記入した受験票(様式統一1号の2)及び入学検定料納付済証明書(様式統一1号の3)を交付する。

志願者は、交付された入学検定料納付済証明書については、写しをとっておく。

(2) 本校校長は、志願者の入学願書について精査し、次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、入学願書の受付を取り消すことができる。

① 入学願書に記載した事項に虚偽があるとき

② 所定の手続きを経ないで、他通学区域から出願したとき

## 11 出願先変更

志願者は、令和7年2月10日(月)から2月13日(木)までの期間内で、1回に限り、出願先及び出願した選抜を変更することができる。

受付時間は、午前9時から午後4時までとし、最終日は午前9時から正午までとする。

ただし、祝日は受け付けない。

(1) 本校内で出願した選抜を変更する場合は、新たに作成した入学願書及び受験票用紙に前期・連携型選抜出願先変更願(様式前期3号の1)を添えて、在学(出身)中学校長を通して本校校長に提出する。

ただし、中学校卒業生及び卒業見込の者以外の者については、直接、本校校長に提出する。

(2) 他の高等学校及び福島県立特別支援学校高等部(以下「特別支援学校」という。)へ出願先を変更する場合は、次の手続きによる。

① 出願先の変更を希望する者は、前期・連携型選抜出願先変更承認書交付願(様式前期3号の2)を在学(出身)中学校長を通して本校校長に提出する。

ただし、中学校卒業生及び卒業見込の者以外の者については、直接、本校校長に提出する。

② 前期・連携型選抜出願先変更承認書交付願を受けた本校校長は、前期・連携型選抜出願先変更承認書及び前期・連携型選抜出願先変更連絡書(様式前期4号の1及び前期4号の2)を交付する。

③ 出願先の変更を希望する者は、新たに作成した入学願書及び受験票用紙に上記前期・連携型選抜出願先変更連絡書を添えて、在学(出身)中学校長を通して変更先の学校長に提出する。

ただし、特別支援学校へ出願先の変更を希望する場合は、「令和7年度福島県立特別支援学校高等部入学者選抜実施要綱」を確認の上、新たに作成した特別支援学校の入学願書、調査書及び学校教育法施行令第22条の3に定められた障がいのあることを証明する書類に上記前期・連携型選抜出願先変更連絡書を添えて、在学(出身)中学校長を通して変更先の特別支援学校長に提出する。また、特別支援学校を受験する者は、入学者選抜実施日の前までに特別支援学校が実施する教育相談を受けるものとする。

なお、中学校卒業生及び卒業見込の者以外の者については、直接、変更先の学校長に提出する。

(3) 出願先変更の際に新たに提出する入学願書には、「福島県収入証紙」及び「入学検定料納付済証明書」を貼付する必要はない。

ただし、出願先変更により入学検定料の不足が生ずる場合は、入学願書に不足額の「福島県収入証紙」を貼付する。

(4) 出願先変更により特色選抜に新たに出願する者は、新たに作成した特色選抜志願理由書を在学(出身)中学校長を通して変更先の高等学校長に提出する。

ただし、中学校卒業生及び卒業見込の者以外の者については、直接、変更先の高等学校長に提出する。

(5) すでに交付を受けた受験票は返還する。

## 12 出願の取消し

- (1) 中学校卒業後及び卒業見込の者が前期選抜の出願を取り消す場合は、出願取消届（様式共通7号）を在学（出身）中学校長を通して出願期間終了後に本校校長に提出する。
- (2) 上記（1）以外の者は、出願取消届（様式共通7号）を出願期間終了後に、直接、本校校長に提出する。
- (3) 前期選抜の出願を取り消す者は、本校に受験票を返還する。  
ただし、すでに納付された入学検定料については返還しない。

## 13 出願の特例措置

### 県外からの出願

保護者の転勤に伴う一家転住等により、出願書類提出期間に手続きができなかった者が、新たに出願する場合は、出願先変更期間に限り、これを受け付ける。その手続きは、上記「9 県外等からの出願」の（2）を準用する。

## 14 選抜方法・選抜資料

### (1) 特色選抜

本校校長は、中学校長から提出された特色選抜志願理由書、調査書の審査結果、学力検査の成績及び特色選抜に係る面接（以下「特色面接」という。）を資料として、志願者の個性や学ぶ意欲を重視し、本校の教育を受けるに足る能力・適性等を総合的に判定して選抜を行う。

#### ○ 志願してほしい生徒像

本校は、「文理探究、教養探究、アグリ環境探究、ビジネス情報探究」のいずれかの系列において、学ぶ意欲が高く、積極的に努力することができ、次の①～⑤のいずれかに該当する、地域を支える核となる人材を求めている。

#### ① 文理探究系列

将来の進路に明確な目標を持ち、4年制大学をはじめとする上級学校への進学を目指し、将来にわたって地域に貢献できる力を身につけようとする生徒

#### ② 教養探究系列

福祉、音楽、美術の分野について、興味・関心の幅を広げ、関連の職業への就職や上級学校への進学を目指す生徒

#### ③ アグリ環境探究系列

農業の分野について専門性を高め、資格取得や知識技能の習得を図り、関連の職業への就職や上級学校への進学を目指す生徒

#### ④ ビジネス情報探究系列

商業の分野について専門性を高め、資格取得や知識技能の習得を図り、関連の職業への就職や上級学校への進学を目指す生徒

#### ⑤ 部活動や生徒会活動、ボランティア活動等に熱心に取り組み、高校生活を充実させたい生徒

### 学力検査

5教科とする。

学力検査の満点を250点とする。

### 特色選抜志願理由書

本校への志願の動機・理由及び将来への抱負、高校生活で特に学びたいこと等について本人が記入する。

### 調査書

「各教科の学習の記録」は傾斜配点を実施し、音楽、美術、保健体育、技術・家庭の教科の評定を2倍とし、195点満点とする。「特別活動等の記録」及び「長所・特技等の記録」は、55点満点として、合計250点満点とする。

部活動や地域クラブ活動等の実績や取組内容などは総合的に評価し、点数化する。

### 特色面接

個人面接を実施する。

個人面接では、「志願してほしい生徒像」の内容について確認する。

面接については、段階評価する。

**選抜資料の満点**

全体の満点は、500点とする。

(2) 一般選抜

本校校長は、中学校長から提出された調査書の審査結果及び選抜のための学力検査の成績を資料として、さらに一般選抜に係る面接（以下「一般面接」という。）の結果を併せて資料として、本校の教育を受けるに足る能力・適性等を総合的に判定して選抜する。

なお、特色選抜と一般選抜の両方に出願した志願者が、特色選抜に不合格になった場合及び連携型選抜と一般選抜の両方に出願した志願者が連携型選抜に不合格になった場合は、一般選抜のみの志願者と併せて選抜の対象とする。

**学力検査**

5教科とする。

学力検査の満点を250点とする。

**調査書**

「各教科の学習の記録」は195点満点とし、「特別活動等の記録」及び「長所・特技等の記録」は55点満点として、合計250点満点とする。

部活動や地域クラブ活動等の実績や取組内容などは総合的に評価し、点数化する。

**一般面接**

個人面接を実施する。なお、特色選抜又は連携型選抜との併願者は、特色面接又は連携型面接をもって一般面接の実施とみなす。

面接については、段階評価する。

**15 前期選抜の日時・日程及び会場**

(1) 日時・日程

学力検査 **令和7年3月5日（水）受付開始 午前8時15分**

8:15～ 8:30～ 9:00～ 9:50 10:10～11:00 11:20～12:10 13:10～14:00 14:20～15:10

受付・ 点呼	諸連絡	国語 50分	休 20分	数学 50分	休 20分	外国語 (英語) 50分	昼食 60分	理科 50分	休 20分	社会 50分
-----------	-----	-----------	----------	-----------	----------	--------------------	-----------	-----------	----------	-----------

一般面接・特色面接 **令和7年3月6日（木）受付開始 午前8時15分**

8:15～ 8:30～ 9:00～

受付・ 点呼	諸連絡	一般面接 特色面接
-----------	-----	--------------

(2) 会場 **福島県立南会津高等学校本校舎**

(3) 注意事項 志願者は、次の注意事項を厳守する。

- ① 受験票を必ず持参すること。
- ② 当日は受験票のほか次のものを持参すること。  
上ばき、昼食、鉛筆（シャープペンシルも可）、消しゴム、コンパス、定規（ただし、下敷、分度器（分度器機能を有する定規を含む）は使用できない。）
- ③ 携帯電話、スマートフォン、ウェアラブル端末、電子辞書等の電子機器類は持ち込まないこと。

**16 追検査等の実施**

追検査等の実施については、当該志願者が欠席した検査等を実施し、他の志願者と併せて判定する。

(1) 追検査等の対象となる志願者

- ① インフルエンザ等学校感染症に罹患した状態にあり、検査等の全部又は一部を欠席した者
  - ② インフルエンザ等学校感染症以外の疾病や負傷等により、やむを得ず検査等の全部又は一部を欠席した者
  - ③ 試験会場に向かう途中の事故・事件に巻き込まれた場合や非常災害による交通遮断等、やむを得ない事由により検査等の全部又は一部の欠席を余儀なくされた者
- なお、上記②、③の志願者の追検査等受験の可否については、本校校長と県教育委員会が協議し判断する。

(2) 定員

定員枠については、募集定員の外枠とはしない。

(3) 日時・日程

学力検査・一般面接・特色面接 **令和7年3月11日(火) 受付開始 午前8時15分**

8:15～ 8:30～ 9:00～9:50 10:05～10:55 11:10～12:00 12:50～13:40 13:55～14:45 15:15～

受付・ 点呼	諸連絡	国語 50分	休 15分	数学 50分	休 15分	外国語 (英語) 50分	昼食 50分	理科 50分	休 15分	社会 50分	休 30分	一般面接 特色面接
-----------	-----	-----------	----------	-----------	----------	--------------------	-----------	-----------	----------	-----------	----------	--------------

※ 一般面接・特色面接の日程については、後日、中学校長を通して通知する。

※ 非常災害による交通遮断等が追検査当日まで及ぶ場合は、追検査等の日時を別に設定する。

(4) 会場 **福島県立南会津高等学校本校舎**

(5) 追検査等受験の手続き

- ① 在学(出身)中学校長は、事前に本校校長に連絡する。  
ただし、中学校卒業生及び卒業見込みのもの以外の者については、直接本校校長に連絡する。
- ② 追検査等の受験を希望する者は追検査等受験願(様式共通14号)を令和7年3月7日(金)午後4時までに在学(出身)中学校長を通して本校校長へ提出する。  
ただし、中学校卒業生及び卒業見込みのもの以外の者については、直接、本校校長に提出する。
- ③ インフルエンザ等学校感染症に罹患した状態にあり、検査等の全部又は一部を欠席した者及びインフルエンザ等学校感染症以外の疾病や負傷等により、やむを得ず検査等の全部又は一部を欠席した者については、医師の診断書等、医療機関の受診が分かる書類を添付する。
- ④ 本校校長は追検査等の受験を認めた者に対して、追検査等受験許可証(様式共通15号)を交付する。

## 17 合格者発表

- (1) **令和7年3月14日(金)** 正午以降に南会津高等学校本校舎で発表する。
- (2) 本校校長は、合格者に対して、合格通知書(様式共通5号)を交付する。
- (3) 本校校長は、提出書類の記載内容に事実と相違している点が認められたときは、合格を取り消すことができる。
- (4) 本校校長は、中学校長の求めに応じて、特色選抜と一般選抜のいずれで合格したのかが分かる合格者一覧を提供する。

提供日時 **令和7年3月14日(金) 合格発表後から午後3時まで**

提供場所 **職員玄関**

## 18 その他

(1) 選抜の一部が未完了となった者の取扱い

選抜の一部が未完了となった者の取扱いは次のとおりとする。

なお、インフルエンザ罹患、新型コロナウイルス感染症罹患及び体調不良等により別室で受験をした者で、選抜の一部が未完了となった者も含む。

① 追検査等の対象となる志願者

「一部未完了となった選抜の意思連絡書」(様式共通16号)を令和7年3月7日(金)午後4時までに本校校長へ提出する。その場合、在学(出身)中学校長は、事前に本校校長に連絡する。「一部未完了となった選抜の意思連絡書」を受けた本校校長は、「一部未完了となった選抜の意思連絡書受領書」(様式共通17号)を交付する。

なお、「一部未完了となった選抜の意思連絡書」において、追検査等の受験を希望した場合の手続きについては、「**16 追検査等の実施**」(5)に定めるところによる。「一部未完了となった選抜の意思連絡書」において、追検査等の受験を希望しない場合は受験した内容のみで合否判定を行う。

- ② 追検査等の対象とならない志願者  
受験した内容のみで合否判定を行う。
- (2) 前期選抜で不合格となった者についての取扱い  
前期選抜で不合格となった者が、後期選抜に出願するときは、「令和7年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」の定めるところにより、新たに出願書類を提出する。
- (3) 入学辞退の手続き  
合格者のうち、入学を辞退する者は、入学辞退届（様式共通8号）を在学（出身）中学校長を通して本校校長に提出する。  
ただし、中学校卒業生及び卒業見込の者以外の者については、直接、本校校長に提出する。